

平成 17 年度 第 5 回 規制改革・民間開放推進会議
会議終了後記者会見録

日時：平成 17 年 7 月 1 日（月）11:40 ～ 11:54

場所：永田町合同庁舎第 4 会議室

司会 それでは、大変お待たせいたしました。第 5 回「規制改革・民間開放推進会議」の記者会見を始めさせていただきます。

初めに宮内議長、お願いいたします。

宮内議長 私から簡単に会議の様子を御報告させていただきます。

ただいま、第 5 回の会議が終了いたしました。本日のテーマは、ずっとこのところ引き続きでございますが、この 7 月末ぐらいに予定しております中間とりまとめの素案づくりというのが、我々の今の最も重要な作業でございます。それが、対象となります各省庁との折衝がどういうポイントについてどこまで行っているかということにつきまして、ワーキンググループの主査の皆さんから御報告をいただいたということでございます。その御報告に基づきまして、全体の議論をしたということでございます。この作業は日々少しずつ動くわけでありまして、7 月末に中間とりまとめが最終的にまとまるときまで続くということでございますから、実は現在のペーパーというのが、各ワーキンググループから出まして、その内容報告があったわけでございますけれども、本日時点のものをお出しするということは、まだこれから一月の作業に差し支えがございます。したがって、その内容と詳しい議論の在り方ということにつきましては、どうしても控えさせていただかざるを得ないと思います。内容については、御質問等にお答えする形でできる限りのことは申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、すべての分野について議論があったというふうに申し上げさせていただきます。

もう一つは、この中間とりまとめの中で、私どもが今、関心を持っておりますのは、全体を動かすような極めて大きな横断的テーマと言いますか、横串のような、例えば「市場化テスト」だとか、あるいは官業の民間開放というふうな、非常に大きなテーマと、今年重点的にやっていこうという、いわゆる重点項目に分かれておりまして、そのいずれも非常に大きな問題でありますけれども、7 月の中間とりまとめに全部まとまるということはなかなか難しいだろうと。しかし、中間とりまとめまでに、その中で具体的に規制改革できるもの、まとめられるものは、できるだけまとめていこうと。しかし、できないもの、まとまらなかったものにつきましては、次は年末の答申に向けて延長戦に行くと。延長戦に行くときには、中間とりまとめにおきまして、どういう問題意識で我々がある問題について議論したか。それに対して、なぜまとまらなかった点と言いますか、そういう問題の所在についてきちりと書き込んでいきたいと思っております。7 月の中間とりまとめだからということで、安易に妥協してまとめるということだけが目標ではございません。延長戦にきちりとした形で引き継いでいくということをやりたいと思っております。

ただ、中間とりまとめで、例えば法律をつくるというようなことで、我々としてはどうしてもスケジュールを取っていききたいというような問題につきましては、これはもう中間とりまとめを1つの目標として議論していくということになるわけでありまして、そういう位置づけであるということでございます。

言うまでもございませんが、年末の答申には、中間とりまとめで扱います重点的な項目だけでなく、その他の項目も入ってくるということでもあります。

そういうことで、議論の大部分は中間とりまとめのための各ワーキンググループの現況報告でございました。

それから、その他、ちょうど6月末まで「規制改革・民間開放集中受付月間」、いわゆるあじさい月間というものが行われておりまして、それに提出された全国規模の規制改革・民間開放要望の状況につきまして、お手元の資料のようにとりまとめがされました。これは、大作業を本日の会議のためにやっていただきまして、規制改革及び民間開放要望といたしましては、お手元の資料のとおり973件。規制改革要望としましては、103の主体から、延べ734件あったということでございます。

これを、限られました期間の中で、我々のワーキンググループも協力しながら、できるだけ要望に沿う形で作業を進めるというのが、これからの仕事でございます。6月30日まで受け付けていたということでございますから、全く熱々のできたての資料ということでございます。

最後に、事務局からの報告事項といたしまして、いわゆる骨太2005に規制改革関係が書き込まれた内容につきましての御報告とペーパーをちょうだいしたということでございます。

そういうことで引き続きこれから2週間の作業をやりまして、次回7月14日にその時点での現況報告を受け、委員間で議論いたしまして、中間とりまとめに向けて更に作業を進めていくというのが現在の予定でございます。

私からは以上でございます。あとは御質問にできます範囲でお答えさせていただきたいと思っております。

司会 それでは、御質問のある方、御自身の所属に続けて、御発言の方をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

どうぞ。

記者 日本テレビの斉山と申します。放送と通信の融合のテーマに関しては、今日はどうのような議論が行われましたでしょうか。

鈴木議長代理 これは今までのこの会見でも再三申し上げましたが、昔からある議論です。昔からあるけれども、放送と通信が同じようなインフラをベースにしながら、同じようなコンテンツになってきたのは、最近の大きな特徴だと思います。そうなりますと、従来の形の規制の仕方、あるいは区分の仕方によろしいのかどうか、当然議論しなければいけない問題だと思います。

ただ、先回も申し上げましたが、これはなかなか難しい、幅の広い問題ですし、いろんな問題が絡み合ってきます。著作権の問題も絡んでくるし、ですから、先回も勉強中である、検討中であると申し上げましたが、本日も勉強中である、検討中であると申し上げるしかありません。そういうふうにも本日の会議でも申し上げましたし、ここでもそう申し上げておきます。

司会 ほかに、ございませんでしょうか。

どうぞ。

記者 医療タイムスの北沢と申しますけれども、本日の議論の中で、医療関係ではどのような報告と議論があったかお聞かせいただきたいと思います。

鈴木議長代理 勿論、医療関係については、引き続き各課題を取り上げておりますから、我々が今年度にもどういう課題を取り上げるかについて、考え方を説明いたしました。

司会 本年度内に取り上げるかどうかは。

鈴木議長代理 医療に関し本年度取り上げる問題については、例えば、これも前からやっておりますが、レセプトのオンライン化という問題。かけ声だけでなかなか進まないのはいけないから、もう少し具体的にどうやって進めるかということを考えてみたいと思っています。

それから、保険者機能の強化として、直接審査・支払いがなかなか機能してないが、それではどうしたらよいのかという問題だとか、その他幾つか問題があります。情報開示の問題もあります。

記者 時事通信の沖代と申します。市場化テスト法の制定について、今年度一番のテーマに挙げられて、先ほど法律をつくるスケジュールを構築したいという話が出たということでしたが、そういった方向性になっていきますか。

八代総括主査 「市場化テスト」の法律をつくるというのは、既に骨太の方針でも明記されているわけですし、それ以上詳しいことは特にないわけで、17年度中にとにかく国会に提出を目指すという線は引き続き変わっておりません。

それを目指して、中間とりまとめに向けて、内容についてさまざまな面について今、ワーキンググループ等で細かく詰めている最中でありまして。

ですから、中間とりまとめでは、できるだけその内容を盛り込むようにしていきたいと思っております。

記者 骨子をいつつくとか、そういった話は。

八代総括主査 そうですね。当然ながら、骨子をもうつくっておかないと間に合いませんから、中間とりまとめではかなり骨子の内容が盛り込まれる形になると思います。

司会 ほか、ございますでしょうか。

どうぞ。

記者 朝日新聞の平野といいます。この間の重点検討課題というのは、全部私たちの方で勝手に白丸数えると29項目ぐらいということになっているんですけども、それが今、

絞られてはいるんだと思うんですが、どういう状況なのかということが1つと。

あと先ほどの通信と放送の辺りなんですけれども、受信料の話なんかに限定した話になっているんですか。

宮内議長 まず数ですが、数は一度も数えたことはありません。先ほど言いましたように、たくさんあるものをずっと絞っていくという考え方は取っておりません。全部重点項目ですから、どこまでまとまるかと、まとまらなかったのは延長戦というふうな形で全体的な作業を進めているつもりですから、途中のどこかで1項目消えてしまったというのは、実際にはないと思います。

鈴木議長代理 通信と放送の融合というテーマは、さっきも言いましたように、いろいろな問題を含んでおります。ですから、受信料に限られた問題ではないということは当然のことですが、そのうち何を取り上げるのかというのは、何回も言って恐縮だけれども、今、勉強中でして、結論は出ておりませんということを申し上げるしかないということです。

司会 ほか、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、記者会見の方を終了いたします。ありがとうございました。